

# 国連休戦監視機構 United Nations Truce Supervision Organization (UNTSO)

## 設立年月

1948年5月

## 設立決議

安保理決議50 (1948)

## 展開場所

イスラエル、エジプト、  
シリア、レバノン

## 本部所在地

エルサレム (Jerusalem)

## 参謀長 (参謀長がミッションの長)

Major General Ian Campbell Gordon (オーストラリア)

## 活動期限 活動期限に関する規定はない。

**任務**  
UNTSOの主要任務は、UNDOFとUNIFILの活動を支援することである。UNTSOの軍事監視要員は、UNDOF (ゴラン高原) とUNIFIL (南レバノン) の司令官の指揮の下、ゴランでは兵力制限地帯 (兵力引き離し地帯の外側に設けられている。) において、南レバノンではイスラエル・レバノン国境に沿った地帯で、それぞれUNDOF及びUNIFILの任務遂行を支援している。UNTSO本部 (エルサレム) はこれらの活動には関与せず、その責任は人事・官房的なものに限られている。

## 経緯・背景

47年11月、国連総会は国連パレスチナ問題特別委員会が提出したパレスチナ分割決議案 (パレスチナを分割してアラブ人国家とユダヤ人国家を創設し、エルサレムを国際管理下におくというもの) を承認する決議を採択したが、同決議はパレスチナ・アラブ人にもアラブ諸国にも受け入れられなかった。その後、同決議に基づき48年5月にイスラエルが独立を宣言したところ、これを認めない周辺アラブ諸国がイスラエルに宣戦を布告し、第一次中東戦争が勃発。安保理は同月決議50を採択し、休戦を呼びかけるとともに国連調停官が軍事監視団の援助を受け休戦を監視することを決定した (UNTSOの設立)。

設立以来、UNTSOは、49年のイスラエルとアラブ4ヶ国 (エジプト、ヨルダン、レバノン、シリア) 間で締結された全面休戦協定の履行状況の監視、67年7月のアラブ・イスラエル紛争 (第三次中東戦争) 後のスエズ運河やゴラン高原における停戦監視など、状況の変化に応じ安保理により委任されるさまざまな任務を遂行してきた。

## 派遣規模 (2007年8月31日現在)

軍事監視要員 152名

## 要員派遣国 (同上)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、中国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、スイス、米国

## 犠牲者数 (2007年9月30日現在)

48名 (事故13名、敵対行為26名、病気8名、その他1名)